

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明



今回は、交通事故で怪我を負い入院してしまった場合の近親者の付添の看護費用について、検討していきたいと思います。

Q₁ 入院中に家族に身の回りの世話をしてもらったのですが、家族の付添も看護費用として加害者に請求できるのでしょうか。

A₁ 完全看護体制が取られている病院では、付添看護の必要性がないとして、付添看護費用の請求が認められない場合があります。

しかし、家族の付添看護について、医師からの指示があった場合には認められる場合がありますし、医師からの指示がなくとも、受傷の部位・程度から家族の付添看護費用が認められる例もあります。たとえば、左不全麻痺、左知覚障害、知能低下、嗅覚低下等（後遺障害等級1級）の被害者（女・23歳）について、医師から近親者に対して介護の指示はないものの、被害者が食事に時間がかかり、薬の服用を忘れたり意図的に隠したりすることがあったことから、食事及び服用に介護の必要があったとして、日額6,500円を認めた判例があります（平成15年8月28日東京地裁判決）。

また、被害者が幼児、児童である場合には、1割～3割の範囲内で増額が考慮される場合もあります。たとえば、びまん性脳損傷後の左片麻痺、高次脳機能障害等の女児（事故当時4歳）について、付添看護費として、日額7,000円を認めた判例があります（平成15年3月20日松山地裁宇和島支部判決）。

Q₂ 入院の全期間について、近親者の付添看護費は認められるのですか。

A₂ 付添の必要性が認められれば、全期間認められる場合もあるでしょう。ただし、入院中に症状が回復していく付添看護が不要になれば、付添看護費は認められないでしょう。

入院全期間が認められた事例として、両下肢の機能障害の被害者（女・82歳、後遺障害等級5級併合）について、入院中完全看護に付されていましたが、夫や子2人が交代で付添い、痛みのためナースコールのスイッチを押すことができないときや排尿用カテーテルが外れたときに看護師に連絡を取ったり、食事・排便の際看護師を補助していたとして、傷害の程度や年齢も考慮して、日額5,500円、入院期間全期間（261日）合計143万円余を認めた判例があります（平成16年8月18日神戸地裁判決）。

Q₃ 後遺障害が残る場合、症状固定後は、将来の付添看護費として認められるのでしょうか。

A₃ 医師の指示または症状の程度により、必要があれば被害者本人の損害として認められます。

たとえば、遷延性意識障害等（後遺障害等級1級）の被害者（男・38歳）について、現在入院中であっても、入院生活が継続できる保証はなく、家族も自宅介護に強い希望を有し、医師も気道の管理等を適切に行えば自宅介護は可能であるとしていること等から、症状固定時（母親61歳）から母親65歳までの4年間は病院における家族介護料として、日額6,500円、その後母親が67歳になるまでの2年間は自宅における家族介護料として日額1万円、以降は職業介護人の費用見積額の7割に相当する日額2万7,000円を認めた判例があります（平成18年9月27日千葉地裁佐倉支部判決）。